

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 10 級に該当するとして、障害等級第 14 級として認定した原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、バスの清掃作業を行っていたところ、脚立から落下して負傷し、A病院を受診し、「左脛骨高原骨折」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 14 級に該当するとして、同等級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

症状固定日より現在まで、症状は悪化して仕事は出来なくなり、歩行も難しくなり、杖がないと危ない状態になっている。障害等級は 14 級よりも重いはずである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人の所訴として、「左膝関節に痛みがある。左足をかばう為、右足に負担がかかる。立ち仕事を長時間行うことが不可能。通常歩行困難。10 数メートル歩行したら、膝の痛みのため少し休まないといけない。手摺のない階段は昇降が困難。」との訴えがなされた。

(2) 請求人の状態については、外見上、特に癒痕及び下肢の変形等は認めない。エックス線画像上、脛骨近位端の骨ゆ合を認め、ゆ合不全、欠損は認めない。測定上、左膝関節運動可動域について、障害等級に該当するまでには至らない。請求人の訴える疼痛について、所訴及び医証から関節内骨折による疼痛の残存が認められる。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害は、左膝部の疼痛で、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」であることから、障害等級第 14 級の 9 号「局部に神経症状を残すもの」と認定した。

### 4 審査官の判断

#### (1) 請求人に残存する障害

ア 請求人は、本件災害により本件傷病を発症させ、加療を行うも、左膝の運動制限と運動時痛を伴う神経症状を残して治癒したものである。

イ 治癒時の状況について、請求人は、不整合を示す申述をしており、地方労災医員は、左膝関節面全体に及ぶ粉碎骨折であり、それを整復することは困難であると所見しているように、左膝関節面の不整合が認められるとともに請求人が申述する疼痛の発症は妥当であ

ると判断する。

ウ 左膝関節面の不整合による動揺関節の残存から、地方労災医員が所見しているように、日常動作上での硬性装具の装着は必要であると判断するが、請求人が申述する状況から軽度な動作は可能であると判断でき、硬性装具は時々必要とする程度であると判断する。

エ 左膝関節における運動可動域において、障害等級には該当しない軽度の運動制限と疼痛に伴う神経症状が認められるが、それらは同関節面の不整合により派生しているものと判断でき、本件については左膝関節における機能障害をもって判断すべきである。

## (2) 結論

以上から、請求人の左膝関節の障害の程度は、障害等級準用第 10 級「時々硬性装具を必要とするもの」に該当するものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害等級第 14 級に応じる障害補償給付を支給する旨の処分は、取り消されるべきである。